

従業員の皆さんへ

新型コロナウイルス対策をはじめ、それぞれの職場でのご対応ありがとうございます。

さて、昨年5月の労働施策総合推進法の改正により、職場における「パワハラ防止のための措置（対処方針の明確化、従業員への周知・啓発、相談体制の整備等）」が、本年6月から義務化されます。

QBFでは、既に義務化されている「セクハラ・マタハラ防止のための措置」と合わせて、パワハラの防止についても従来から取り組んできていますが、「職場におけるいかなるハラスメントも許さない」との姿勢を明らかにし、今後も意識啓発や適切な相談対応等を継続していきます。

つきましては、従業員の皆さんにおいても、当社パンフレット「許しません!!ハラスメント」（当社HPに掲載）を活用し、ハラスメントに対する理解と関心を深めていただくとともに、ハラスメントのない元気で働きやすい職場づくりにご協力をお願いします。

また、ハラスメントの相談窓口についても、以下のとおり設置していますので、併せてお知らせします。

2020年5月

社長 中川 勝美

#### ハラスメント相談窓口

##### 【社内窓口】

- 九電ビジネスフロントハラスメント相談窓口（兼コンプライアンス相談窓口）

##### 【社外窓口】

- 九電グループハラスメント社外相談窓口

・ サービス時間：月曜日～金曜日 12：00～21：00

： 土曜日 9：00～17：00

（日曜・祝日・年末年始除く）

- ・ ホームページ <https://www.dial-soudan.jp/rs/kyuden-hr/>